

家庭用品品質表示法とは

家庭用品品質表示法は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者が家庭用品の品質に関する表示を適正に行うよう要請し、一般消費者の利益を保護することを目的に、

昭和 37 年に制定されました。

本法が制定された当時は、表示に際しての具体的なルールが一般化されておらず、市場に不適正な品質表示の製品

が横行し、消費者被害の発生する可能性が高い状況でしたが、その後、本法施行の効果もあり適正な品質表示が定着してきている状況です。

家庭用品は、生活スタイル、ニーズの変化や技術革新等により様変わりしてきており、対象とする品目や表示を行う事項等については、こうしたことを踏まえ、必要に応じて見直しが行われています。

【対象品目詳細】

◇ 繊維製品 35 品目

http://www.caa.go.jp/hinpyo/guide/fiber_top.html

糸 / 織物、ニット生地及びレース生地 / 上衣 / ズボン / スカート / ドレス及びホームドレス / プルオーバー、カーディガンその他のセーター / ワイシャツ、開襟シャツ、ポロシャツ、その他のシャツ / ブラウス / エプロン、かっぽう着、事務服及び作業着 / オーバーコート、トップコート、スプリングコート、レインコート、その他のコート / 子供用オーバーオール及びロンパース / 下着 / 寝衣 / 靴下 / 足袋 / 手袋 / ハンカチ / 毛布 / 敷布 / タオル及び手ぬぐい / 羽織及び着物 / マフラー、スカーフ及びショール / ひざ掛け / カーテン / 床敷物（パイルのあるものに限る） / 上掛け（タオル製のものに限る） / ふとん / 毛布カバー、ふとんカバー、まくらカバー及びベッドスプレッド / テーブル掛け / ネクタイ / 水着 / ふろしき / 帯 / 帯締め及び羽織ひも

◇ 合成樹脂加工品 8 品目

http://www.caa.go.jp/hinpyo/guide/resinous_top.html

洗面器、たらい、バケツ及び浴室用の器具 / かご / 盆 / 水筒 / 食事用、食卓用又は台所用の器具 / ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋 / 湯たんぼ / 可搬型便器及び便所用の器具（固定式のものを除く）

◇ 電気機械器具 17 品目

http://www.caa.go.jp/hinpyo/guide/electric_top.html

電気洗濯機 / ジャー炊飯器 / 電気毛布 / 電気掃除機 / 電気冷蔵庫 / 換気扇 / エアコンディショナー / テレビジョン受信機 / 電気ジューサー、電気ミキサー及び電気ジューサーミキサー / 電気パネルヒーター / 電気ポット / 電気ロースター / 電気かみそり / 電子レンジ / 卓上スタンド用けい光灯器具 / 電気ホットプレート / 電気コーヒー沸器

◇ 雑貨工業品 30 品目

http://www.caa.go.jp/hinpyo/guide/zakka_top.html

魔法瓶 / かばん / 洋傘 / 合成洗剤、洗濯用又は台所用の石けん、住宅用又は家具用の洗剤 / 住宅用又は家具用ワックス / ウレタンフォームマットレス、スプリングマットレス / 靴 / 革又は合成皮革の手袋 / 机及びテーブル / いす、腰掛け及び座いす / たんす / 合成ゴム製のまな板 / 革又は合成皮革の上衣、ズボン、スカート、ドレス、コート及びプルオーバー、カーディガン、その他のセーター / 塗料 / ティッシュペーパー及びトイレットペーパー / 漆又はカシュー樹脂塗料を塗った食事用、食卓用又は台所用の器具 / 接着剤 / 強化ガラス製の食事用、食卓用又は台所用の器具 / ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミックス製の食事用、食卓用又は台所用の器具 / ショッピングカート / サングラス / 歯ブラシ / 食事用、食卓用又は台所用のアルミニウムはく / ほ乳用具 / なべ / 湯沸かし / 障子紙 / 衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤 / 台所用、住宅用又は家具用の磨き剤：クレンザー、その他の磨き剤 / 浄水器